官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務二七九）　一
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　三一
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十六年度日本たばこ産業共済組合の決算、本州四国連絡高速道路料金の額及び徴収期間の変更、司法書士名簿登録等、税理士登録者、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三九
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　四四
会社その他
会社決算公告　四九

告示

○総務省告示第二百七十九号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十日

総務大臣　山本　早苗

第一項の表中百二十五の項を百二十六の項とし、六十六の項から百二十四の項までを一項ずつ繰り下げ、六十五の項の次に次のように加える。

六十六　証明規則第二条第一項第十九号の三の三に掲げる無線設備	別表第四十五